

「広島県国民健康保険運営方針」の中間見直しについて

令和2年7月17日
国民健康保険課

1 趣旨

平成29年12月に策定した「広島県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）」の計画期間の中間年に当たるため、運営方針に基づく施策の実施状況の中間評価を行い、必要に応じて運営方針の見直しを行う。

《運営方針策定の趣旨》

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体として中心的な役割を担う一方、引き続き、市町が担う被保険者の資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業、その他の保険者の事務を各市町が共通認識の下で実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進するため、都道府県が県内統一的な国民健康保険の運営方針を定めるもの。

2 現行の運営方針の概要

(1) 策定の目的

国民健康保険の安定的な財政運営と市町国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図ることを目的とするとともに、「保険料水準の統一」と「市町国民健康保険事業の標準化」を目指す。

(2) 対象期間

平成30年度～令和5年度

(3) 基本的な考え方

被保険者の負担の公平性を優先的に確保し、保険者としての市町間の負担の公平性にも配慮するとともに、併せて、全市町と県が連携し、県全体の医療費水準の適正化を図る。

(4) 施策目標

施策内容	具体的な取組	取組実績
保険料率の平準化	<ul style="list-style-type: none">統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の算定、提示保険料額が急激な負担増とならないよう6年間をかけた激変緩和措置の実施	<ul style="list-style-type: none">毎年度、各市町合意のもと準統一の保険料率を算定及び激変緩和措置を実施準統一までの間は、各市町は資産割の廃止、応能・応益割合の調整等や独自の緩和措置を計画的に実施
保険料（税）徴収の適正化	<ul style="list-style-type: none">収納率の向上を目的とした口座振替の原則化	<ul style="list-style-type: none">全市町において口座振替の原則化を実施口座振替勧奨ポスター及びチラシの金融機関等への掲示を実施
医療費水準の適正化	<ul style="list-style-type: none">医療費水準の見える化医療費適正化対策保健事業等の実施	<ul style="list-style-type: none">被保険者負担の公平性確保や保健事業の充実により医療費の適正化を推進特定健診（R1）と特定保健指導（R2）の自己負担の無料化及び受診勧奨事業の充実特定健診に追加健診4項目を標準化（R2）
財政収支の改善	<ul style="list-style-type: none">赤字削減計画の策定、実施	<ul style="list-style-type: none">計画策定対象3市町は、赤字解消・削減計画を策定し、計画どおり赤字額の削減を実施中
保険事務の効率化	<ul style="list-style-type: none">保険事務の標準化事務処理マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none">被保険者証の様式・更新時期の統一（H30）特別調整交付金（結核・精神）に係るレセプトチェック、申請事務の共同実施（R1）

